座間市地域防災計画　改定の概要

令和６年３月１５日

# **１　計画の目的　※再掲**

座間市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、座間市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

# **２　改定の背景　※再掲**

本計画は、平成２９年２月以降、改定が行われていないことから、それ以降に改正された関係法令等及び国・神奈川県の上位計画、本市の関連計画や行政組織改編との整合を図るとともに、近年の大規模災害の発生状況等を考慮し、市の災害対応の実効性をさらに高めた計画とすべく改定を行う。

# **３　改定のポイント（改定方針）　※再掲**

①　関係法令等（災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災に関する指針・ガイドライン等）や上位計画（国の防災基本計画、県地域防災計画）との整合

②　市の取組の反映

令和５年４月の市組織改編の反映等

③　市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた防災対策の見直し

感染症対策に配慮した避難所運営、多様性の視点を取り入れた防災等

　④　近年の気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化等を踏まえた配備体制の見直し

　　　地震及び風水害における配備体制の見直しと共に、配備時期を明確化

⑤　時点修正

人口データ等の見直し

⑥　計画の具体化・見やすさの向上

【地震】、【風水害】、【共通】のマークにより、地震対策又は風水害対策の記載を区別

各節や項目の整理を図ると共に、必要に応じて資料編へ移行

# **４　第１回防災会議（R5.9.21）からの対応**

①　市防災会議委員への意見照会

令和５年１２月１８日（月）から令和６年１月１５日（月）までの間、防災会議委員に対し、本計画（案）の意見照会を実施しました。

委員８名から約１０８件の意見等があり、精査・検討の上、本計画に反映しました。

②　パブリックコメント（意見公募）の実施

令和５年１２月１５日（金）から令和６年１月１５日（月）の間、本計画（案）を市ホームページに掲載する他、市役所、図書館等の公共施設に配架し、パブリックコメントを実施しました。

市民３名から計３８件の意見等があり、精査・検討の上、本計画に反映しました。

③　庁内全所属への意見照会

庁内全所属に対し改定に係る説明会を経て、本計画（案）の意見照会を実施しました。

計２回の照会により出された意見等を踏まえ、必要な調整を実施の上、本計画に反映しました。

# **５　主な改定事項**

## **①　第１編　総則**

| 構　成 | 改　定　事　項 |
| --- | --- |
| Ｐ.１第１節本計画の目的及び構成【共通】 | **＜本計画の位置付け＞**・本計画の法令上の位置付けや、関連計画との関係を追加した。**＜本計画の想定＞**・本計画が想定している災害を明記した。 |
| Ｐ.５第２節本計画の推進主体とその役割【共通】 | **＜市民の責務＞**・市民の責務や、災害時に取るべき行動の他、自治体等からの情報により、適時適切な避難行動を取ることを追加した。 |
| 第３節本市の概況 ※移行 | **<資料編へ移行>**・内容に鑑み、現行計画の「第３節　本市の概況」及び「第４節　地震被害の想定」は資料編へ移行した。 |
| 第４節地震被害の想定 ※移行 |

## **②　第２編　災害対策計画編**

| 構　成 | 改　定　事　項 |
| --- | --- |
| **第１章　災害予防対策計画** |
| Ｐ.１４第１節計画的な土地利用と市街地整備【共通】 | **＜災害に強いまちの形成＞**・災害特性に配慮した土地利用の誘導や避難に必要な施設の整備等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る必要があることを追加した。**＜盛土による災害の防止に向けた対応＞**・県及び市は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがあると判断したものについて、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行うことを追加した。 |
| Ｐ.１８第３節がけ崩れ等対策の推進【共通】 | **＜要配慮者関連施設の土砂災害防止対策＞**・高齢者、障がい者等防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）に対し、必要な訓練やその他の措置に関する計画の作成等、防災体制の整備に関する事項を追加した。 |
| Ｐ.２５第６節建築物等の安全対策【地震】 | **＜安全対策の普及啓発＞**・屋外工作物や家具、建物内エレベーター等に関し、項目ごとの安全対策やその対象者への普及啓発を行うことを追加した。 |
| Ｐ.２８第７節災害時情報の収集・提供体制の整備【共通】 | **＜デジタル化の促進＞**・防災・減災におけるＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進することを追加した。**＜災害情報受伝達手段の整備＞**・災害情報受電手段を整備あるいは運用し、伝達手段の多重化、多様化を図ることを追加した。 |
| Ｐ.３０第８節災害対策本部等組織体制の整備【共通】 | **＜本部の運営体制の整備＞**・災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることを追加した。　また、災害時、優先的に実行する業務等について業務継続計画を策定することを追加した。 |
| Ｐ.３３第１０節避難対策【共通】 | **＜避難場所・避難所の明確化＞**・避難場所、避難所の定義及び指定者等を明確化した。**＜多様性の視点を取り入れた防災＞**・要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難等、多様な視点に配慮した避難所運営に向けた事前準備を行うことを追加した。・避難所等における女性や子供等に対する暴力等の発生防止に努め、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めることを追加した。**＜避難の考え方の周知＞**・避難情報が発令された場合の適切な避難行動について周知啓発を行い、命を守る行動を促すことを追加した。・想定される災害ごとに、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成を促進することを追加した。**＜家庭動物（ペット）対策＞**・避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めることを追加した。**＜避難所の感染症対策＞**・避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるとともに、避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めることを追加した。 |
| Ｐ.４１第１２節要配慮者対策【共通】 | **＜避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の作成＞**・避難行動要支援者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の記載事項や留意点を追記した。**＜外国人対策＞**・外国人対策として、災害時に関する基礎的な知識やとるべき行動等の多言語による啓発、災害に関する標識等の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を推進することを追加した。**＜二次避難所の受入れ＞**・二次避難所施設における要配慮者の受入れに関する留意点等を追加した。 |
| Ｐ.４６第１３節防災資機材、食料、飲料水及び生活必需物資の確保対策【共通】 | **＜物資の供給体制の整備＞**・大規模災害時には、物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設することで、円滑な物資の受入体制の確保に努めることを追加した。・民間事業者との協定締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することを追加した。 |
| Ｐ.４９第１５節災害廃棄物等の処理対策【共通】 | **＜処理体制の確立＞**・平時から県、自衛隊を含めた担当者間と関係を築き、災害時の災害廃棄物の処理体制を速やかに確立できるように備え、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことを追加した。 |
| Ｐ.５６第１８節広域応援体制等の拡充【共通】 | **＜広域応援受入体制の確立＞**・自衛隊及び緊急消防援助隊等、応援部隊の活動拠点を追加した。**＜受援体制の整備＞**・国や他の地方公共団体等からの応援職員等の執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めることを追加した。 |
| Ｐ.６２第２１節防災知識の普及【共通】 | **＜防災知識の普及の充実＞**・学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実等により社会全体としての防災意識の向上に努めること等を追加した。 |
| Ｐ.６５第２２節防災訓練の実施【共通】 | **＜感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施＞**・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施することを追加した。 |
| Ｐ.６７第２３節水害予防計画【風水害】 | **＜浸水想定区域における避難、浸水対策等＞**・浸水想定区域における避難の確保、要配慮者利用施設等における避難、浸水対策等を追加した。 |
| Ｐ.７０新設　第２４節災害救助実施体制の充実【共通】 | **＜災害救助実施体制の充実＞**・県計画に合わせて、災害救助実施体制の充実に関する記載を追加した。 |
| **第２章　災害応急対策計画** |
| Ｐ.７２第１節災害時の行動【共通】 | **＜自主防災組織の行動＞**・災害時における地域の行動として、自主防災組織がとるべき事項を追加した。 |
| Ｐ.８１第３節応急活動体制の構築【共通】 | **＜本部等の設置場所＞**・本部機能を効果的に発揮するため、市庁舎５-１会議室に情報関連資機材や関係者を集約させた「オペレーションセンター」の開設について追加した。**＜市行政組織を踏まえた修正＞**・市行政組織（令和５年４月組織改編）を踏まえた事務分掌等に修正の上、配備体制の明確化及び実効性のある運用体制とした。 |
| Ｐ.１１１第６節避難対策【共通】 | **＜避難勧告・避難指示の一本化等＞**・避難情報の発令基準を５段階の警戒レベルを用いた表記とした。 |
| Ｐ.１４８第１２節二次災害防止対策【共通】 | **＜有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策＞**・有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策を行うことを追加した。 |
| Ｐ.１５５第１５節要配慮者支援対策【共通】 | **＜避難行動要支援者対策＞**・避難行動要支援者の速やかな避難誘導や、安否確認に伴う情報伝達体制の整備、個別支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図ることを追加した。 |
| Ｐ.１６２第１７節応急給水活動【共通】 | **＜給水が困難な場合の支援要請＞**・給水が困難な場合における飲料水等の物資支援要請等の他、協定締結先への支援要請について追加した。 |
| Ｐ.１８０第２３節災害廃棄物処理対策【共通】 | **＜仮置場の設置＞**・発災後、速やかな災害廃棄物の発生量等を推計すると共に、仮置場の設置について追加した。**＜協力体制＞**・座間市災害廃棄物処理計画等に基づく体制の整備と、相互間の連絡体制を確立することを追加した。 |
| Ｐ.１９６新設第２９節南海トラフ地震防災対策推進計画【地震】 | **＜「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定＞**・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第４条第２項に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を本節において策定した。 |
| **第３章　災害復旧・復興対策計画** |
| Ｐ.２０４第１節復興体制の整備【共通】 | **＜応援職員の感染症対策＞**・応援職員の派遣に当たっては、感染症対策に配慮することを追加した。**＜専門家の支援の受入れ＞**・「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、神奈川県土地家屋調査士会に対し、住宅等への被害認定調査等の協力要請について追加した。**＜市民相談への対応＞**・ホームページや広報紙等を利用した情報提供や、臨時相談窓口等について、追加した。 |
| Ｐ.２０６第２節復旧・復興に関する調査【共通】 | **＜住宅の復興対策に関する調査＞**・個々の被災者の被害の状況や、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成すること等を追加した。 |

## **③第３編　特殊災害対策計画編**

|  |  |
| --- | --- |
| 構　成 | 改　定　事　項 |
| Ｐ.２３７第３節道路災害対策計画 | **＜消防機関との連携強化＞**・火災による被害の拡大を最小限に留めるため、消防機関との連携強化に努めることを追加した。 |
| Ｐ.２５２第６節大規模な火事災害対策計画 | **＜災害の拡大防止・二次災害の防止＞**・災害の拡大防止と二次災害の防止活動に関することを追加した。 |
| Ｐ.２５７第７節　雪害対策計画 | **＜住民等への警報等の伝達＞**・伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めることを追加した。 |